

記載例

UN-R155 サイバーセキュリティ性能確保に関する

架装工事確認書

発行日：2024/04/01

宛先) 車両メーカー : OX 自動車(株) 問い合わせ担当窓口 御中

差出) 架装業者社名 : DD エンジニアリング(株) x x 部 x x 課

Tel : 012-345-6789

e-mail: abcde.efgh@ABC.com

車体工業会受付番号 : 2024-0001

件名 : XX 放送中継車 VHF アンテナ増設架装工事に於ける配線工事について

車両型式 : LKG-CG5ZA-XXXXX

架装タイプ : x x 低床ボディ + 外部電源エンジン

1. 問い合わせ内容 : 架装メーカー ⇒ 車両メーカー

車外 VHF アンテナ増設にあたっての同軸ケーブル配線工事。

「車両ハーネスに無線用アンテナの配線を沿わさないこと」と架装要領書に記載があるため通常はこれを遵守しているが、今回の工事では、架装物の形状の都合で同軸ケーブルの一部が車両ハーネスに近接してしまうことがわかった。

そこで、同軸ケーブルを車両ハーネスに沿わせる部分を図示の範囲に限定する条件で、CS 性能に影響無しとの判断ができないか。



[記載要領]

- ・ 文章で記載、具体的な問い合わせをしたい工事内容を記載する。
- ・ 必要に応じ、図面・写真を添付（別紙添付可）

注意事項:

- ・ 本書は、サイバーセキュリティ（CS）性能保持に関する工事内容に対する問い合わせに限定します。
- ・ 本書問い合わせに関する車両メーカーからの回答には、内容により 2～3 か月かかる場合があります。
- ・ 車両メーカーへの問い合わせにあたり、架装メーカー側での事前に確認いただく事項としてすべての項目が“済”であることを確認し、確認欄にレ点等でチェック結果を入れてください。

確認内容	確認欄
・ 各社より発行されている架装要領書内容だけでは、情報不足により CS 性能を担保した架装工事が行えない旨の確認	✓
・ 車体工業会のガイドラインに関する問合せ窓口に対し、類似事例がないかを既に確認済である	✓
・ 問い合わせ内容は、デジタル通信線への接続に関する案件ではないことの確認	✓
・ 問い合わせ内容は、無線通信の物理的なインターフェース追加工事ではないことの確認	✓

2. 問い合わせ回答：車両メーカー ⇒ 架装メーカー

回答： 許可 不許可 要検討（条件付き）

高周波同軸ケーブルを介し車両通信線へのフォールト攻撃等のアタック経路になりうるため、VHF アンテナの同軸ケーブルを車両ハーネスに沿わせる工事は、図示の区間に限定したとしてもCS性能に影響ありと判断する。

同軸ケーブルと車両ハーネスが近接しない別経路で配索するか、配線ブラケット等を利用してこれらの距離を〇〇mm以上離すこと。

[記載要領]

- ・ 文章で記載。問い合わせ内容に対し、許可する工事内容を記載する。
- ・ 必要に応じ図面、写真を添付（別紙添付可）
- ・ 問い合わせ架装工事不許可の場合はその理由を記載
- ・ 条件不許可の場合はその内容を記載

3. 車両メーカー問い合わせ先

車両メーカー	問い合わせ先
いすゞ自動車株式会社	各社発行の架装要領書に記載の問い合わせ先をご参照ください
日野自動車株式会社	
三菱ふそうトラック・バス株式会社	
UDトラック株式会社	

CS性能確認様式 第1版：発行 2024/4/1 (一社) 日本自動車工業会 大型車部会
(一社) 日本自動車車体工業会 中央技術委員会